

博士(文学)学位請求論文審査報告要旨

論文提出者氏名	孫 曉瑩
論文題目	清代前期における内務府商人の研究
審査要旨	
<p>本論文は、清朝の宮廷管理機構である内務府と特殊な関係を結び、宮廷用の物品調達等に従事した内務府商人(官商)の活動を、多角的に検討したものである。歴代王朝における宮廷管理機構の政治的位置づけ、宮廷財政と国家財政との関係等は、中国史上の重要な問題の一つであり、清代の内務府についても一定の研究が蓄積されている。しかし、内務府商人を扱った研究はごくわずかで、かつ范毓籟一族のような一部の大商人に偏る傾向があり、そもそも内務府商人をどのように定義するかさえ、明確とはいえない。たとえば、祁美琴『清代内務府』(1998/2009 改訂再版)は、内務府の組織・活動全般にわたる要を得た概説的研究であるが、内務府商人にはほとんど触れるところがない。</p> <p>本論文の構成は、次のようなものである。まず「序論」では、内務府商人に関する従来の研究状況と、本論文で利用する史料の紹介がなされ、内務府商人の全体像解明という本論文の課題が提示される。</p> <p>第一章「内務府商人の概要」は、盛京・北京それぞれの内務府商人の起源について検討を加え、北京の内務府商人が、八旗の上三旗ボーイ佐領中から選抜された人々と、張家口を拠点とする山西商人中から召募された人々の二つの系列からなることを指摘するとともに、商人に対する内務府の管理制度の概要をまとめる。</p> <p>第二章「内務府商人と内庫物品の購入と売却」は、織物類・毛皮・人参等の購入と余剰在庫の売却に、内務府商人がどのようにかかわったかを論じ、在庫売却は、康熙年間からおおむね特定の内務府商人によって独占的に行われていたが、乾隆 30(1765)年頃から民商の参入が見られることを指摘する。</p> <p>第三章「康熙朝の銅調達と内務府商人集団」では、貨幣鑄造のための銅地金調達、すなわち辦銅事業における内務府商人の活動が扱われる。康熙 38(1699)年頃から辦銅に参入した内務府商人は、「六家」と呼ばれるグループを形成して事業を進めるが、銅価格の高騰、「節省銀」という一種のリベートの負担等のために、必ずしも大きな利益を上げることはできなかったという。</p> <p>第四章「清代前期における人参採取制度と内務府商人」では、康熙末期から、吉林方面での人参採取事業に、商人による請負制度(商辦)が導入され、内務府商人が参入したこと、しかし、彼らによる一括請負は、官の利益を最大化しようとする政策との軋轢や、実際に人参を採取する刨夫との利益の奪い合い等のために円滑に進まず、乾隆 9(1744)年に廃止されたことが述べられる。</p> <p>第五章「清代前期における内庫銀両の運用と内務府商人」は、内務府商人に対する庫銀貸付と、「生息銀両」(八旗兵丁の生活救済のためのファンド)の運用の実態を検討し、返済不能に陥った商人に対して内務府が追い貸しを続け、彼らを破産から救おうとしたことを指摘する。</p> <p>第六章「内務府商人の長蘆塩業経営」では、康熙 45(1706)年頃から、一部の有力内務府商人が、負債を抱えて倒産した塩商の引地を引き継ぐ形で次々と長蘆塩業に参入し、塩業が彼らの経営の主要部分を占めるに至るが、肩代わりした債務や節省銀の負担、銀・銅の交換比率変動等の要因によって、苦境に陥っていく経緯が検討される。</p> <p>第七章「官商から民商へ:乾隆期の范氏辦銅を中心に」では、内務府商人范氏の抱える巨額の負債を、乾隆帝が辦銅によって弁済させようとし、そのための特別な枠組みが作られたこと、しかし、負債は膨れ上がる一方で、乾隆 48(1783)年に范氏が破産した後、辦銅は最終的に民辦に一本化されていくことが述べられる。</p> <p>「結論」は、各章において得られた知見を総括した上で、清代前期に活躍した内務府商人が、乾隆中期までにその役割を終え、諸事業が民商による請負制に移行していく原因を考察し、乾隆年間になると、大資本をもつ商人・商人団体が成長してきたこと、また、内務府から見ると、民商に直接請け負わせる方が、資本投下が不要なためリスクが小さかったことを、内務府商人の存在意義が低下した理由として提示する。</p>	

氏名 孫 曉瑩

本論文の功績は、何といても、これまで断片的な研究しかなかった内務府商人にはじめて正面から光を当て、「内務府奏摺檔」、「内務府奏案」等の漢文・満洲文の膨大な檔案（文書）史料を縦横に駆使して、その活動の全体像をひととおり明らかにした点にある。特に、内務府商人となるための条件は、内務府から資本金（本銀）を受領し、毎年利銀を納付する契約を結ぶことであり、内務府商人は上三旗ボーイ佐領と張家口商人という二つの異なる起源をもつが、いずれも内務府とこのような関係を結んでいたという指摘は、内務府商人の定義を明確化したものとして、注目に値する。また、一部の内務府商人が、宮廷用物品の調達や内務府の資金運用ばかりでなく、辦銅や官塩販売等、国家財政にも関わる大規模事業に参入したことは、すでに先行研究によって指摘されているが、本論文は、当該商人たちの内務府との全般的な関係の中で、この種の事業への進出がどのような意味をもつかを明らかにした。たとえば、第六章で扱われる長蘆塩業への内務府商人の参入は、塩商張霖の処罰にともなって生じた内庫銀の欠損を埋めたい内務府の思惑と、塩業の利益に目をつけた商人の打算が一致した結果であった。こうした点を解明したことも、特筆に値する成果といえよう。

内務府は、商人に事業を請け負わせる際に投下した資金を確実に回収し、内庫銀の維持・増加をはかるために、商人の利益を可能な限り吸い取ろうとし、種々の制度・政策を通じて経営に制約を加え、また彼らが納入すべき銀両を滞納した場合は、厳しく督促して取り立てた。そのため、内務府商人の経営は総じて順調とはいえず、大きな債務を抱えることも稀ではなかった。しかし一方、内務府は、経営不振に陥った商人をただちに破綻させるのではなく、しばしば内庫銀を追い貸したり、損失を取り戻させるためにあらたな事業を請け負わせたりもした。その背景には、特定の商人に対する皇帝自身の信頼・同情という要素もあったが、宮廷用物品の安定的な調達ルートであり、辦銅等の事業の重要な担い手でもある内務府商人を、そうやすやすと破産させるわけにはいかないという事情もあった。本論文の第五～第七章は、こうした皇帝・内務府・商人の三者間の複雑微妙な関係を鮮やかに描き出しており、読み応え十分である。

もちろん、なお残された課題もある。たとえば、上三旗ボーイ系商人と張家口系商人との間で、内務府商人としての活動の様態に何らかの差異があったかどうか、気になるところであるが、本論文にはまとまった論及はない。「結論」に盛り込まれている、乾隆中期に内務府商人がその役割を終えていく背景の説明についても、「経済の発展と商業の繁栄によって、豊富な資本を持つ民商とその団体が台頭し」というだけでは、いささか単純に過ぎよう。いま少しきめ細かく、当時の政治情勢や経済・社会の具体的な動向の中に、内務府商人の衰退の原因と過程を位置づけることが望まれる。また、清朝の国家財政・宮廷財政全体の中で、内務府や内務府商人が果たした役割をどの程度に評価するかといった点も、今後の課題であろう。さらに、全体を通じて、細部の史料解釈や文章表現にも、粗削りな箇所が見受けられる。

とはいえ、本論文は、先行研究のほとんど存在しない対象にはじめて光を当てた先駆的・基礎的研究であり、一次史料の精緻な分析に基づく多くのあらたな知見を含み、今後の関連分野の研究者にとって必読の業績となるであろうことは疑いない。よって、博士(文学)の学位を授与するにふさわしい論文であると判定する。

公開審査会開催日	2014年6月21日			
審査委員資格	所属機関名称・資格	博士学位名称	専門分野	氏名
主任審査委員	早稲田大学文学学術院・教授		清朝史	柳澤 明
審査委員	早稲田大学文学学術院・教授	博士(文学)早稲田大学	中国宋代史	近藤 一成
審査委員	関西大学文学部・教授	文学博士(関西大学), 博士(文化交渉学)関西大学	明清史・中国近代史・近世東アジア文化交渉学	松浦 章
審査委員				
審査委員				